

□大震災に備えて

運輸省運輸政策局 技術安全課長 釣 谷 康

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、都市内交通の破壊とあわせ、幹線交通網が寸断された結果、被災地区内及び我が国の東西交通が著しく混乱し、震災の強い影響が全国に及んだ。この結果は、災害対策を講じる上で、輸送システムや運輸関係施設の重要性が極めて高いことを改めて認識させることとなった。

また、災害対策においては、一つの地域にとどまらず、全国的見地からの適切な措置・支援が必須であることも浮き彫りとした。

このため、運輸省では、次のような防災対策の充実を図り、大震災に備える体制の充実を図っている。

1 災害時の体制の整備

(1) 防災業務計画の改訂

運輸省は、災害対策基本法上の指定行政機関として、我が国の災害対策の根幹である防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を策定することとされている。平成7年7月の中央防災会議で、阪神・淡路大震災のような大規模災害にも

確に対応し得るよう防災基本計画が全面的に改訂されたことを受けて、運輸省としては、従来の防災業務計画の見直しに着手し、本年1月に全面改訂した。

改定後の防災業務計画では、災害対応能力の向上を図る観点から、災害予防、災害応急対策、復旧・復興の各段階における諸施策や、東海地震に係る警戒宣言発令時の対応等を詳細かつ実践的に規定し、運輸省内の事務分掌及び運輸省と地方公共団体、関係事業者等の役割分担を明確化した。

また、運輸省の外局であり、災害対策基本法上の指定行政機関である、海上保安庁及び気象庁においても、本年1月にそれぞれ防災業務計画を全面的に改訂した。

(2) 運輸省における災害即応体制の整備

発災時における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災業務計画等に基づき、災害応急体制を整備することが不可欠である。

このため

① 防災対策の検討体制の整備、防災関係職員の緊急参集体制の整備や発災時に対応した業務体制の整備

② 庁舎の防災機能の向上及び庁舎が被災

した場合の代替施設の確保

- ③運輸省及び関係機関(国,民間とも)との間における情報ネットワークの充実
- ④緊急輸送・代替輸送被災施設の応急復旧等に係る実施体制・実施計画の整備。また,緊急輸送の円滑な実施を図る観点からの耐震強化岸壁や臨時ヘリポート等の整備推進及び交通ネットワークの多重化の検討
- ⑤被災者の受入施設,仮設住宅用地の提供,また,運輸省の規制に関する特別配慮等の被災者に対する支援措置⑥防災訓練及び防災関連の啓蒙活動の充実
- ⑦防災関連の科学技術開発に係る研究の推進及びその成果の行政への的確な反映

等の対策について,マニュアル化を含め,現在,鋭意検討を進めているところである。

(3)海上保安庁,気象庁における災害即応体制の整備

海上保安庁では,震度5弱以上の地震などの重大な災害が発生した場合には,巡視船艇,航空機により迅速に情報収集を行う体制を整えるとともに,被災現場の状況を官邸等にリアルタイムで伝送するため,衛星を利用したヘリコプター撮影画像伝送システムを導入した。また,発災時に被災者の救助活動などを迅速かつ的確に実施するため,災害対策本部設営機能,業務指揮・情報処理機能,医療・宿泊・生活支援機能,物資保管機能を有する大型巡視船(災害対応型)や,大型巡視艇(災害対応機能強化),中型ヘリコプターの配備等を進めている。また,「沿岸防災情報図」を整備し,防災関係機関に配布している。

一方,気象庁では,震度5弱以上の地震'などの重大な災害情報を官邸等に直接速報するといった連絡体制の強化や,震度観測施設の耐震性の強化等を図った(詳細については,P.32~参照)。

また,発災時に内閣としての初動体制を確立するため,平成7年2月21日に「大規模災害発生時の第一次情報収集体制の強化と内閣総理大臣等への情報連絡体制の整備に関する当面の措置について」が閣議決定され,この中で,大地震発生時等における被害規模の早期把握のための情報収集活動の効果的かつ迅速な推進,緊急参集チーム(運輸省では海上保安庁警備救難監,気象庁次長がメンバー)の官邸への緊急参集等が規定されており,海上保安庁及び気象庁においてはこれに対応した体制を整備している。

2 交通関連施設の耐震性の強化

阪神・淡路大震災で,交通関連施設が甚大な被害を受けたことを踏まえ,運輸省では,鉄道施設,港湾施設及び空港・航空保安施設について,それぞれ専門家から成る委員会を設置し被災原因の究明,耐震基準のあり方等についての検討を実施した。

(1)鉄道施設

平成7年4月に「阪神・淡路大震災に伴う鉄道復旧構造物の設計に関する特別仕様について」をとりまとめ,さらに同年7月には,新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置

について」を提言した。

この提言を踏まえ、運輸省は JR、民鉄、公営地下鉄・営団を対象とする既存の鉄道構造物の緊急耐震補強計画を策定した。同計画は、新幹線及び輸送量の多い線区を対象に、新幹線については概ね 3 年、在来線等については概ね 5 年で高架線・開削トンネル等の柱約 5 万 1 千本の耐震補強及び約 1 万 1 千連の落橋防止工の設置を行うこととしており、現在各鉄道事業者において鋭意施工中である。

また、これらの耐震補強工事の円滑な実施を図るため、耐震補強工事の実施については、平成 8 年度税制改正において固定資産税の特例措置を講じたほか 9 地下鉄等に対しては耐震補強工事に要する費用の一部に対する補助が、JR、大手民鉄に対しては日本開発銀行による低利融資が行われている。

(2) 港湾施設

平成 7 年 8 月、「地震に強い港湾のあり方に関する検討調査委員会」は、「地震に強い港湾をめざして」をとりまとめた。この報告を踏まえ、運輸省は同日、「地震に強い港湾をめざした当面の措置」を定め、当面の対策として

- ①耐震設計の充実強化(耐震強化岸壁の設計対象地震に直下型地震を追加、耐震設計基準の厳正な適用等)
- ②耐震強化岸壁の整備促進(コンテナ、フェリーターミナル及び多目的外貿埠頭を整備対象に加えるとともに、一般埠頭

の耐震強化岸壁についても対象港湾を拡大)

- ③多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁等から構成される防災拠点及び住民避難の安全を確保するための避難緑地の整備促進
- ④重要な既存港湾施設の耐震点検、補強等

を実施することとしている。

このため、平成 8 年度を初年度とする「第 9 次港湾整備 5 箇年計画」においては、耐震強化岸壁 120 パースの整備を進めるとともに防災拠点の整備を 40 港、50 カ所で行う予定である。

(3) 空港・航空保安施設

平成 8 年 4 月、「空港・航空保安施設耐震性検討委員会」は最終報告をとりまとめた。これを踏まえ、緊急に取り組むべき対策として、

- ①既存の空港・航空保安施設の耐震性強化
 - ②管制施設の多重化
 - ③応急復旧体制の確立
- 等を実施することとしている。

このため、管制塔などの空港施設の耐震診断と耐震性の強化、航空交通管制部及び国際対空通信施設のバックアップ体制の整備及び空港管制施設の非常用設備の整備等を実施している。